

令和元年度群馬県交通安全対策会議 議事録

1 開催日時

令和元年6月27日(木) 11:00～11:38

2 開催場所

群馬県庁29階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員

群馬県知事(代理 県土整備部長)	岩下 勝則
関東管区警察局広域調整部長(代理 広域調整部広域調整第二課交通調査官)	福谷 徳啓
国土交通省関東運輸局長(代理 群馬運輸支局首席陸運技術専門官)	松原 正明
前橋地方気象台長	山田 隆徳
群馬労働局長(代理 健康安全課長)	大村 悦男
国土交通省関東地方整備局長(代理 高崎河川国道事務所副所長)	宮前 雅明
群馬県教育委員会教育長(代理 健康体育課長)	矢島 貢
群馬県警察本部長(代理 交通部交通企画課長)	代田 浩美
群馬県町村会長(代理 総務課長)	伊藤 良和
群馬県消防長会長	関 俊夫

(2) 特別委員

東日本高速道路株式会社関東支社長(代理 交通管理課長)	小林 誠
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長(代理 総務部安全企画室副課長)	櫻井 哲哉
東武鉄道株式会社社長(代理 鉄道事業本部安全推進部課長)	森泉 一
上毛電気鉄道株式会社社長	古澤 和秋
上信電鉄株式会社社長(代理 鉄道部長)	小島 博
わたらせ渓谷鐵道株式会社社長(代理 技術部長)	中野 哲

(3) 幹事

群馬県警察本部交通部交通企画課長(代理 交通安全対策室長)	星野 健二
群馬県警察本部交通部交通規制課長(代理 課長補佐)	中曾根 義文
群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室長	三川 達也

4 挨拶

岩下県土整備部長から、

- ・ 平素からの交通安全対策の推進に対する御礼
 - ・ 昨年の県内における交通事故情勢
 - ・ 今後の関係機関による連携
- 等について挨拶を述べた。

5 群馬県の交通事故情勢

群馬県警察本部代田交通企画課長から、本年の群馬県の交通事故情勢について、本年5月末現在、

- ・ 死者数は16人で前年の同時期と比較して6人少ない。
- ・ そのうち高齢者の死者数は7人で全死者数に占める割合は43.8パーセントである。
- ・ 物件事故も含めた交通事故総数は、前年と比較して増加している。
- ・ 過去10年間における5月末の人身事故発生件数は減少傾向で推移している。
- ・ 死者の年齢層別では65歳以上の高齢者が7人と最も多い。
- ・ 死亡事故の第一当事者の年齢層別では、65歳以上が3人で全体に占める割合は18.8パーセントである。
- ・ 死者の状態別は、歩行中の死者4人は全員夜間に事故に遭っており、いずれも反射材未着用であった。
- ・ 自動車運転中及び同乗中の死者9人のうち、6人はシートベルト未着用で、そのうち3人は着用していれば亡くならず済んだ可能性があった。

旨の説明があり、また、昨日現在の速報値では、

- ・ 人身事故発生件数及び負傷者数は、前年の同時期と比較して減少している。
- ・ 6月中に死亡事故が連続発生し、死者数は21人となっている。
- ・ 高齢者の死者数は11人と全死者数に占める割合は52.4パーセントで、5月末現在と比較すると上昇している。

旨の説明があった。

6 議事概要

群馬県交通安全対策会議運営要綱第3条の規定に基づき、会長代理として群馬県県土整備部長が議長に就任し、議事を進行した。

(1) 令和元年度群馬県交通安全実施計画（案）について

出席した幹事及び事務局から次のとおり説明があった。

ア 令和元年度群馬県交通安全実施計画（案）の概要について（事務局・県土整備部道路管理課交通安全対策室青木係長）

交通安全実施計画は、交通安全対策基本法に基づき、毎年作成している計画であり、第10次群馬県交通安全計画の各項目について各機関が本年度に実施する施策の基本を示したものである。

計画案の構成は、「群馬県における近年の交通事故発生状況と課題」「基本方針」「本編」でなる。近年の交通事故を分析した結果、

- ・ 人身事故発生件数は減少傾向にあるが、高齢者が加害者又は被害者となる事故は横

ばいで、構成率は増加傾向にある。

- ・ 全死者数に占める高齢死者の割合が5割以上を占めている。
- ・ 市町村道等における交通事故が全体の約4割を占めている。
- ・ 高校生1万人当たりの通学時の自転車事故件数が全国ワーストである。
- ・ 高校生の自転車事故の約6割が出会い頭による事故で、その約6割が市町村道で発生している。

等の傾向が認められたことから、本年度の基本方針を「高齢者の交通事故防止対策」と「生活道路・通学路の交通安全対策」とし、関係部局の諸施策と連携させ、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進していく旨の説明があった。

イ 基本方針1「高齢者の交通事故防止対策」のうち警察本部交通部交通企画課所管事項について（星野交通安全対策室長）

(ア) 高齢者の交通事故防止対策

○ 高齢者歩行者対策

加齢に伴う身体機能の低下が運転や歩行に及ぼす影響を高齢者自身に理解させるため、関係機関・団体と連携し、横断歩行トレーナーを活用した出前式交通安全教育を実施するなど、高齢者に身体機能の現状を認識してもらうための参加・体験型の交通安全教育を推進していく。また、本年5月末現在、夜間歩行中に交通事故に遭い亡くなった方は4人でそのうち3人は高齢者であったが、いずれも反射材を着用していなかったことから、反射材の効果等について各種広報媒体を活用して積極的に広報啓発を推進するとともに、反射材の効果が体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するなど、関係機関・団体と連携を図りながら、反射材の着用促進に努めていく。

○ 高齢運転者対策

加齢等で運転に不安を抱いている方もいるため、運転免許の自主返納制度や自主返納した方への支援施策等について、更なる周知等を図っていく。また、運転を継続される高齢者に対しては、運転適性検査車等を活用し、自身の運転適性の現状等について理解してもらうとともに、自動ブレーキや誤発進防止機能等の先進技術を搭載したいわゆる「安全運転サポートカー」の安全性を理解してもらい、乗り換えを推奨するため、関係機関・団体と連携しながら同サポートカーを活用した参加・体験型の交通安全教育等を推進していく。

旨の説明があった。

ウ 基本方針2「生活道路・通学路の交通安全対策」について

(ア) 「生活道路・通学路の交通安全対策」のうち警察本部交通部交通規制課所管事項について（中曽根交通規制課長補佐）

○ ゾーン30の推進

過去7か年で県内に53か所を整備しているが、本年度は県内で4か所整備すべく、関係機関と連携し現地調査を実施している。そのほかにも、見やすく分かりやすい高輝度標識等の整備及び信号灯器のLED化を推進していく。

○ 通学路点検の実施

通学路の点検については、教育委員会、道路管理者等と連携して、随時実施しているが、今年度はこのほかにも、関係機関と連携し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施し、必要な対策及びその有効性等について検討した上で、安全対策を講じていく。

旨の説明があった。

(イ) 「生活道路・通学路の交通安全対策」のうち県土整備部道路管理課所管事項について（三川交通安全対策室長）

○ ソフト対策

民間団体が算出している統計資料では、自転車で通学する高校生1万人当たりの事故件数が4年連続で全国ワースト1位となっていることから、平成23年から実施している「スケアード・ストレイト教育技法」による交通安全教育を県内18校において実施する予定である。また、県内の高校からヘルメット着用モデル校を選定して、生徒にモニターとしてヘルメットの試行着用をしてもらい課題を抽出する「高校生自転車ヘルメット着用モニター事業」を公立高校1校において実施しているほか、まずは県庁職員が見本を見せるという意味でも、庁内の広報媒体等を利用し、職員に対してヘルメット着用の啓発活動を実施している。このような事業を通じ、ヘルメット着用の必要性、重要性を粘り強く呼びかけていきたいと考えている。さらに、自転車による事故が発生してしまった場合の被害者対策として、今年度中の運用開始を目標に、損害保険会社と連携した県民が加入しやすい自転車保険の設定について検討している。

○ ハード対策

道路の安全対策として、歩道整備、路側帯のカラー化、防護柵の設置等を計画的に進めていく。また、これまで継続して取り組んできた通学路点検のほか、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施していく。

さらに、幹線道路における交通安全対策については、事故の発生割合の大きい幹線道路として位置づけられている「事故ゼロプラン」箇所及び公安委員会と連携した「事故危険個所対策」を推進していく。

このほか、国道254号の福島西交差点をはじめとして、県内20か所の交差点において、右折レーン設置等の交差点改良を実施していく。

旨の説明があった。

他の委員・幹事から、説明に対する質問・意見はなく、審議の結果、令和元年度群馬県交通安全実施計画は原案のとおり決定した。

(2) その他

事務局（県土整備部道路管理課交通安全対策室青木係長）から、群馬県交通安全実施計画の策定スケジュールについて、これまでは6月に会議を開催し計画を策定していたが、来年度計画は、本年度末に会議を開催の上、計画を策定したいとの提案があり、同提案に対する質問・意見はなく、提案のとおり進めていくこととなった。